

議 案 参 考 資 料

令和4年9月 定例会

(目 次)

○大村市職員の育児休業等に関する条例の改正概要（第58号議案関係）……	(1)
○大村市職員の育児休業等に関する条例（新旧対照表）（第58号議案関係）	(2)
○指定管理者候補者一覧（第59号議案・第60号議案関係）……………	(8)
○指定管理者候補者の選定結果（第59号議案・第60号議案関係）……………	(9)
○大村市指定管理者候補者選定審査会の審査結果（第59号議案・第60号議 案関係）……………	(1 0)
○位置図（第61号議案関係）……………	(1 3)
○位置図（第62号議案関係）……………	(1 5)
○市道上の自動車破損事故について（報告第9号関係）……………	(1 8)
○市有地の除草作業による自動車破損事故について（報告第10号関係）……	(2 0)
○大村市環境センターにおける自動車破損事故について（報告第11号関係）	(2 2)
○公用車の物損事故について（報告第12号関係）……………	(2 4)
○公用車の交通事故について（報告第13号関係）……………	(2 6)

大村市職員の育児休業等に関する条例の改正概要（第58号議案関係）

1 改正の理由

国家公務員の育児休業等に関する国の取組状況に鑑み、職員の育児休業制度を拡充するため、以下のとおり改正する。

2 改正の内容

- (1) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和（第2条関係）

非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の取得要件を次のとおり改正する。

改正前	改正後
子が1歳6か月に達する日までに、その任期が満了すること等が明らかでないこと。	子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日までに、その任期が満了すること等が明らかでないこと。

- (2) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化（第2条、第2条の3及び第2条の4関係）

非常勤職員の子が1歳以降の育児休業について、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得ができるようにする。

- (3) その他所要の改正を行う。

3 施行日

令和4年10月1日

改正後	改正前
<p>を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）当該子の1歳6か月到達日</p>	<p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当して育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に</p>

改正後	改正前
<p>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当する育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当する配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当する育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当する配偶者育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日において配偶者育児休業をしている場合</p>	<p>掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日又は当該引き続き採用される日（育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき）当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該非常勤職員が育児休業をしていない場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において配偶者育児休業をしている場合</p>

改正後	改正前
<p>ウ 略</p> <p>エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、次の各号の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合であつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。</p> <p>(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあつては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をした</p>	<p>イ 略</p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときはとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>

改正後	改正前
<p>ことがない場合</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) 略</p> <p>(5) 略 (6) 略 (7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。</p> <p>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間) 第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) 略 (5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するため計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。） (6) 略 (7) 略 (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。</p>

改正後	改正前
<p>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書(により任命権者に申し出た場合に限る。))。</p> <p>(7) 略</p>	<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書(により任命権者に申し出た場合に限る。))。</p> <p>(7) 略</p>

指定管理者候補者一覧（第59号議案・第60号議案関係）

議案 番号	公の施設の名称	申請 者数	指定管理者候補者	指定の 期間
59	大村市民交流プラザ（こども未来館を除く。）	1	SINCO・NBC-SOCIA JV	3年
60	大村市野岳湖公園	2	SINCO・NBC-SOCIA JV	5年

指定管理者候補者の選定結果（第59号議案・第60号議案関係）

第59号議案関係

公の施設の名称	大村市民交流プラザ（こども未来館を除く。）
指定管理者候補者	SINCO・NBC-SOCIA JV
指定の期間	令和5年度から令和7年度までの3年間
募集方法	再指定制度（※制度改正前の経過措置に基づく）
債務負担行為の限度額	142,144 千円
参考金額	142,418 千円
提案金額	142,141,620 円
評価点	85.67

第60号議案関係

公の施設の名称	大村市野岳湖公園		
指定管理者候補者	SINCO・NBC-SOCIA JV		
指定の期間	令和5年度から令和9年度までの5年間		
募集方法	公募		
債務負担行為の限度額	118,372 千円		
参考金額	127,320 千円		
申請者数	2 団体		
提案金額及び評価点	申請者	提案金額	評価点
	SINCO・NBC-SOCIA JV	118,371,500 円	88.25
	団体A	122,760,000 円	63.75

大村市指定管理者候補者選定審査会の審査結果（第59号議案・第60号議案関係）

第59号議案関係

施設名 大村市民交流プラザ（こども未来館を除く。）

選定した候補者	審査 団体数	審査対象団体（申請者）	評価点
SINCO・NBC-SOCIA JV	1団体	SINCO・NBC-SOCIA JV	85.67
<p>「SINCO・NBC-SOCIA JV」については、当該施設の管理実績を踏まえた上での提案で、寄席や料理講座など様々な交流事業計画や、新型コロナウイルス感染症の対応フローなどの危機管理体制、JVの強みを生かした各種メディアでの施設PRなど、実効性のある事業計画であった。</p> <p>また、財務状況も非常に安定しているとともに、他の指定管理施設のスタッフとの合同研修会など、人材育成計画も非常に具体的であるなど、総合的に安定した施設管理が期待できる点が高く評価された。</p> <p>以上のことから、「SINCO・NBC-SOCIA JV」を指定管理者候補者として選定した。</p>			

採点表（集計）

審査基準	配点	SINCO・NBC-SOCIA JV
		得点（平均）
1 平等利用の確保について	10点	8.67
2 施設の効用を最大限に発揮することについて (1) 施設の設置目的との適合性 (2) サービス向上の取組 (3) 利用促進、利用者増への取組 (4) 施設の効用を発揮する独自の提案	25点	20.00
3 管理経費の縮減について	10点	5.00
4 管理を安定して行う人的能力及び物的能力について (1) 施設の管理業務の実績 (2) 相当の知識及び経験を有する人材の確保 (3) 必要な機材等の確保	20点	19.33
5 施設管理全般について (1) 市民、地域、団体等との協働、市との連携 (2) 関係法令等の遵守と適正な管理 (3) 施設管理上の総合的な基本方針 (4) 危機管理	15点	10.67

6 特記事項 提案事項やPR事項	5点	4.33
7 事業計画の実現性	15点	12.67
小計	100点	80.67
8 地域（市内団体）の優先性	5点	5.00
評価点	—	85.67

※審査基準（1～8）ごとの得点の合計と評価点は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

審査員（6人）

学校法人役員

デザイン会社役員

商店会役員

商工会議所役員

施設利用者（2人）

第60号議案関係

施設名 大村市野岳湖公園

選定した候補者	審査 団体数	審査対象団体（申請者）	評価点
SINCO・NBC-SOCIA JV	2団体	SINCO・NBC-SOCIA JV	88.25
		団体A	63.75
<p>「団体A」については、当該施設の管理実績があり、財務状況も安定していたものの、施設のPR、イベントの開催、関係団体との連携など、各提案に魅力や実効性に欠ける点が多く見受けられ、総合的に低い評価となった。</p> <p>「SINCO・NBC-SOCIA JV」については、当該施設を拠点として市全体の魅力を発信する提案、また、他市における類似施設での指定管理の経験から得たノウハウを活用した情報発信やイベントの開催など、施設の効用を向上させる魅力的な事業計画であった。</p> <p>また、財務状況も非常に安定しているとともに、人材育成計画や危機管理体制についても確立しており、総合的に高く評価された。</p> <p>以上のことから、「SINCO・NBC-SOCIA JV」を指定管理者候補者として選定した。</p>			

採点表（集計）

審査基準	配点	SINCO・NB C－SOCIA JV	団体A
		得点（平均）	得点（平均）
1 平等利用の確保について	5点	4.50	3.75
2 施設の効用を最大限に発揮することについて			
(1) サービス向上の取組	10点	8.00	6.25
(2) 利用促進、利用者増への取組	10点	9.75	5.25
(3) 施設の効用を發揮する独自の提案	10点	8.50	5.25
3 管理経費の縮減について	10点	6.00	2.00
4 管理を安定して行う人的能力及び物的能力について			
(1) 施設の管理業務の実績	5点	5.00	3.75
(2) 相当の知識及び経験を有する人材の確保	5点	4.50	3.25
(3) 必要な機材等の確保	5点	4.50	3.50
5 施設管理全般について			
(1) 市民、地域、団体等との協働、市との連携	5点	3.75	3.25
(2) 関係法令等の遵守と適正な管理	5点	4.00	3.75
(3) 施設管理上の総合的な基本方針	5点	4.50	3.50
(4) 危機管理	5点	4.25	3.50
6 特記事項 提案事項やPR事項	10点	8.50	6.25
7 事業計画の実現性	10点	7.50	5.50
小計	100点	83.25	58.75
8 地域（市内団体）の優先性	5点	5.00	5.00
評価点	—	88.25	63.75

※審査基準（1～8）ごとの得点の合計と評価点は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

審査員（6人）

造園会社役員（2人）

観光コンベンション協会役員

社会福祉法人役員

施設利用者（2人）

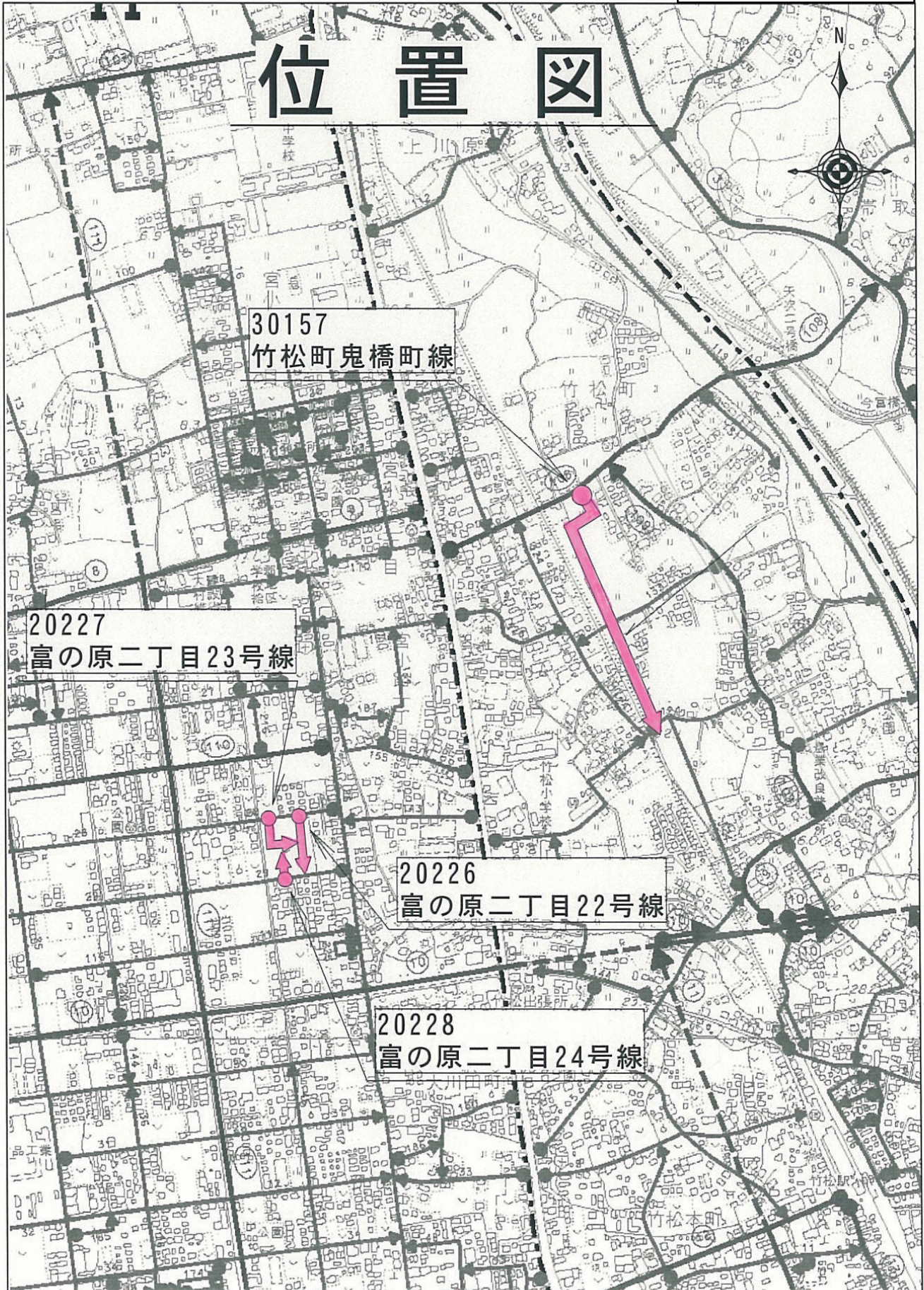
位置図



位置図



位置図



位置図



位置図



市道上の自動車破損事故について（報告第9号関係）

1 経緯

(1) 専決第9号関係

令和4年4月26日午後10時30分頃、■■■■氏（以下「相手方①」という。）所有の小型自動車が市道杭出津松原線を走行中、道路左側の陥没箇所（縦90cm、横90cm、深さ10cm）に気付かず通過した際、左前輪及び左後輪のタイヤを損傷した。

(2) 専決第10号関係

上記(1)の事故の約30分後、同線を走行していた■■■■氏（以下「相手方②」という。）所有の普通自動車が上記(1)と同じ陥没箇所に気付かず通過した際、左前輪のタイヤ及びホイールを損傷した。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、車の往来、経年劣化等により発生した道路の陥没箇所の発見が遅れ、危険箇所の表示等、安全対策を講じていなかったためである。

事故発生後、相手方①及び相手方②と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。なお、陥没箇所については補修工事を行った。

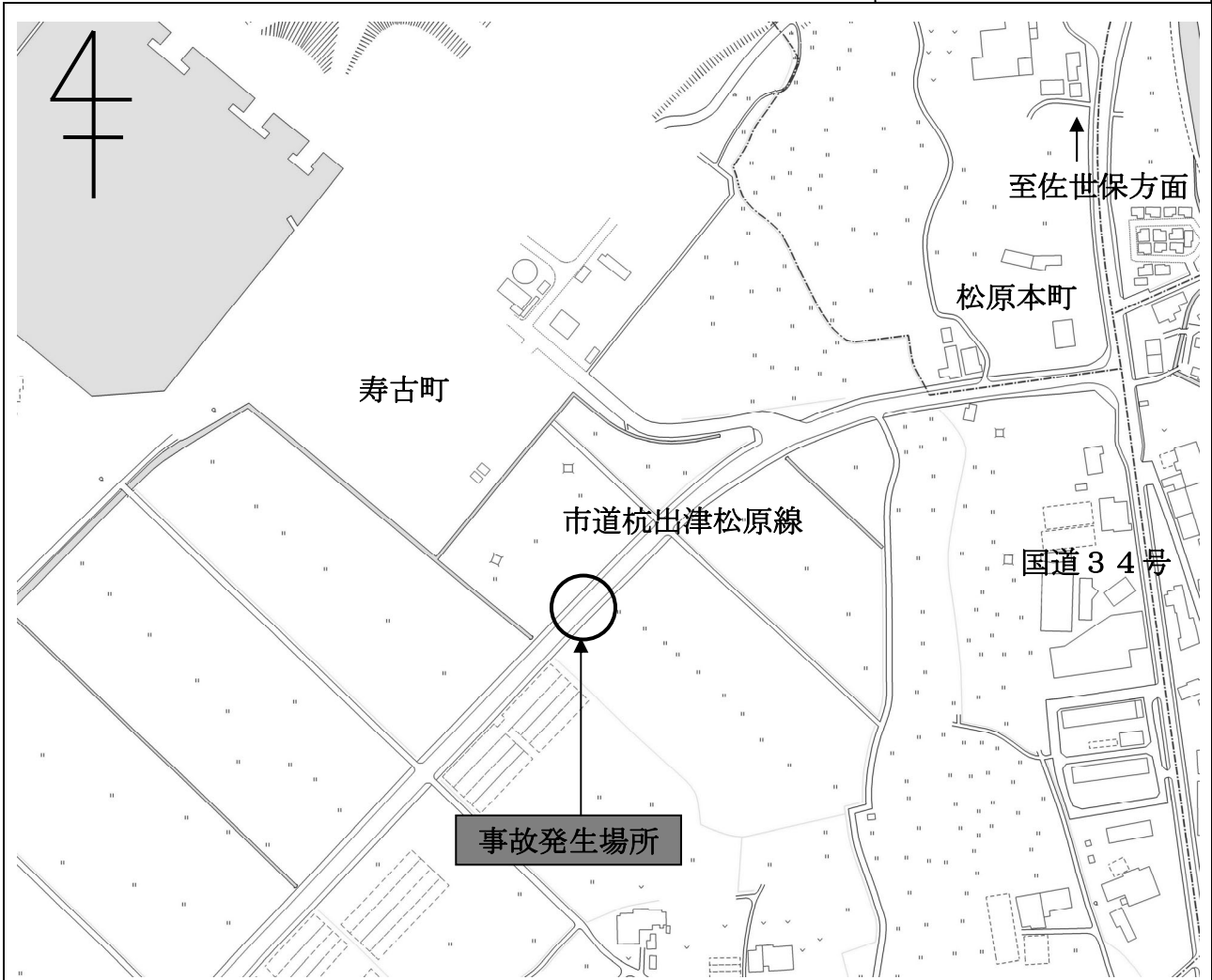
3 示談内容

(1) 専決第9号関係

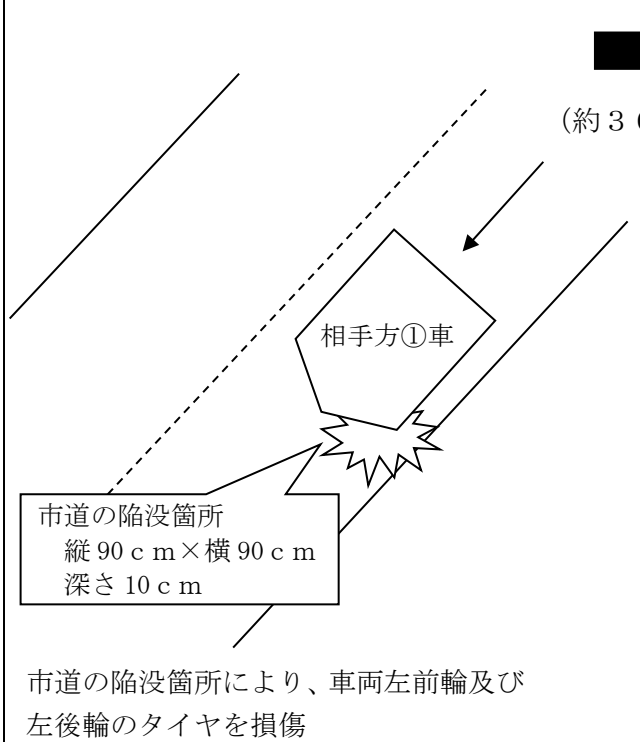
大村市は、相手方①に対し、修理費の5割に相当する額25,190円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

(2) 専決第10号関係

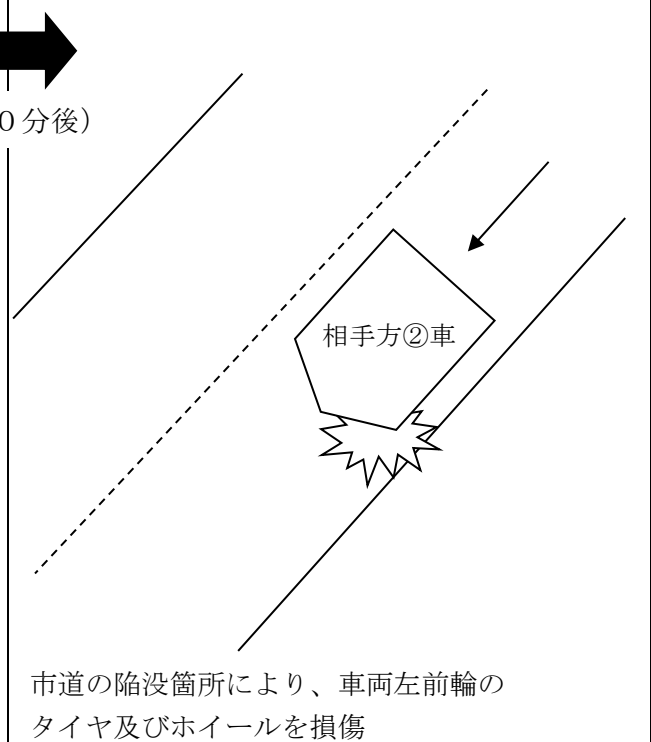
大村市は、相手方②に対し、修理費の5割に相当する額35,750円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図1



詳細図2



(約30分後)

市有地の除草作業による自動車破損事故について（報告第10号関係）

1 経緯

令和4年7月12日午前10時頃、本市財政部会計年度任用職員が市有地で除草作業を行った際、草刈機で石を跳ね飛ばし、隣接する大村市中学校給食センター内の駐車場に駐車していた■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の軽自動車のリアガラスを破損した。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、石の飛散を防止するため作業範囲ごとに両側をブルーシートで覆う対策を講じていたところであるが、周囲への安全配慮が足りなかったためである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

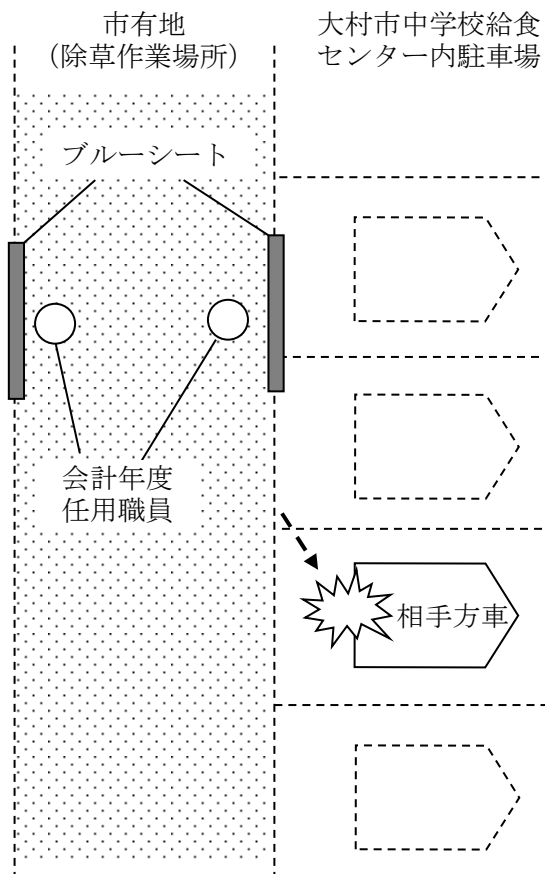
なお、当該会計年度任用職員には、今後は、周囲の安全を十分に確認した上で作業を行うよう厳重に注意するとともに、全庁的に情報共有を行った。

3 示談内容

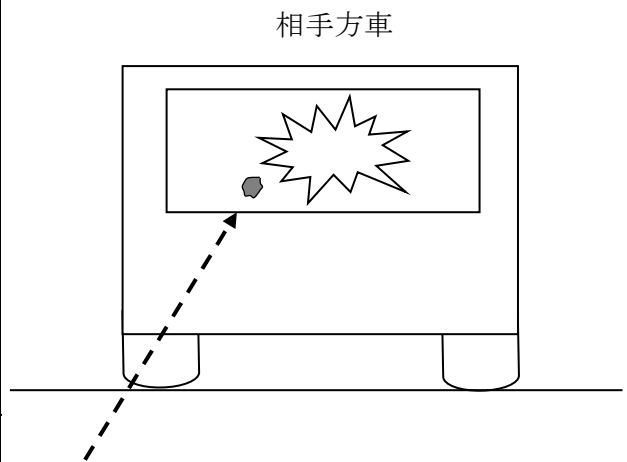
大村市は、相手方に対し、修理費の全額99,583円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図1 (平面図)



詳細図2 (背面図)



大村市環境センターにおける自動車破損事故について（報告第11号関係）

1 経緯

令和4年6月9日午後2時30分頃、大村市環境センターにおいて、本市市民環境部会計年度任用職員が、■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の普通自動車（以下「相手方車」という。）のバックドアから搬入ごみ（棚）を降ろすのを手伝った際、当該搬入ごみを相手方車の後部バンパーに接触させ、当該後部バンパーに損傷を与えた。

2 事故の原因及び処理

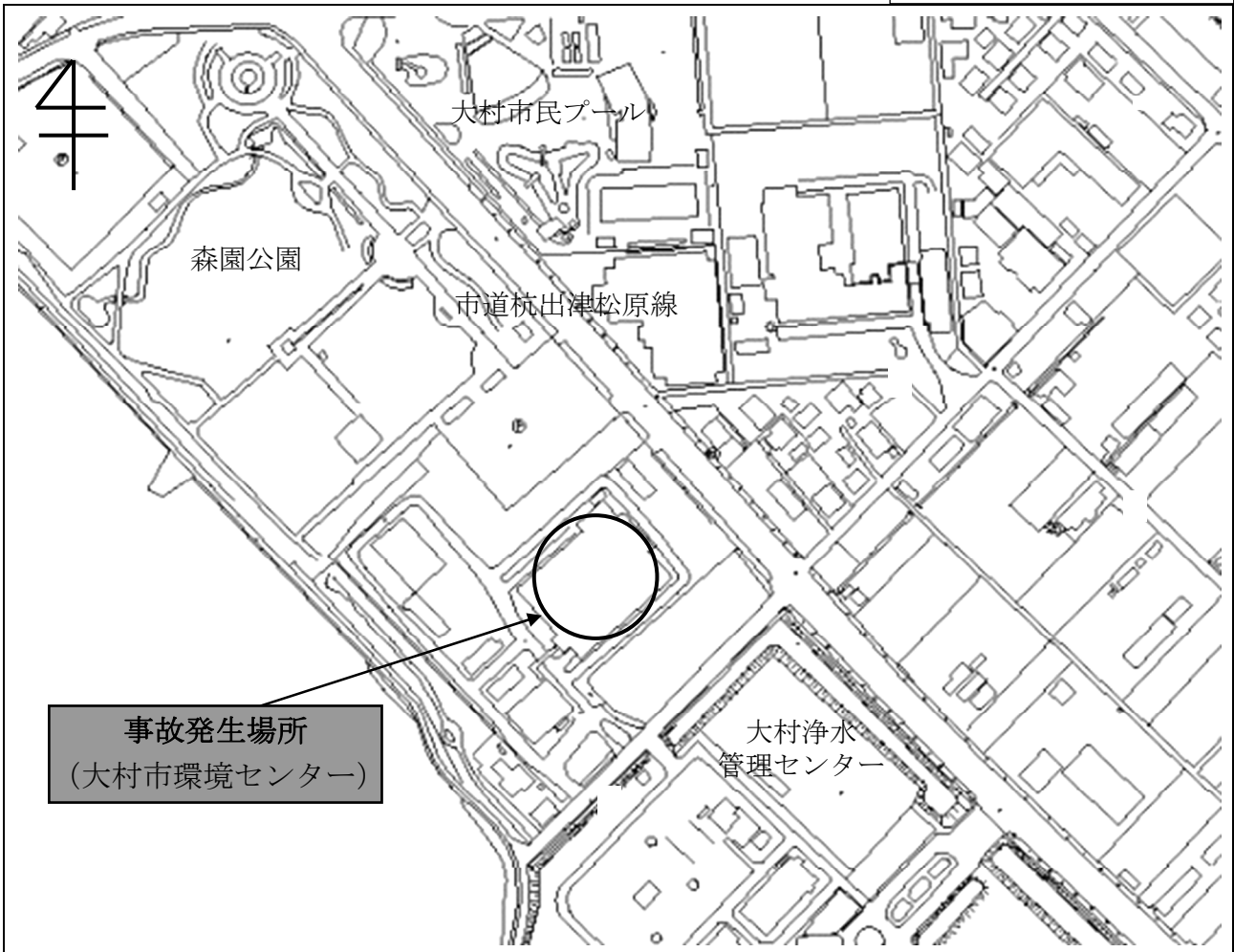
事故の原因は、搬入ごみが予想以上に重かったため、当該会計年度任用職員が誤って落下させたことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

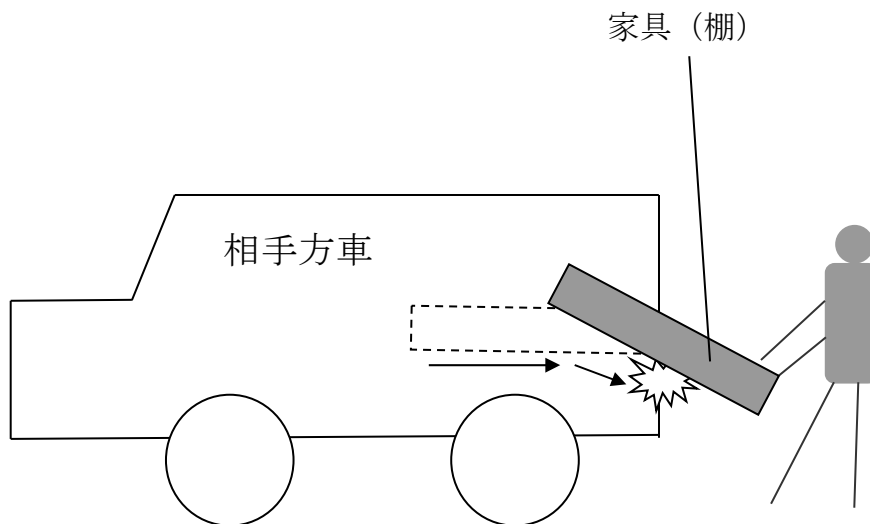
なお、当該会計年度任用職員には、今後は、搬入ごみの重さを十分に確認した上で作業を行うよう厳重に注意するとともに、他の職員にも同様に周知した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費等の全額104,180円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図



公用車の物損事故について（報告第12号関係）

1 経緯

令和4年7月20日午後2時23分頃、本市福祉保健部職員が運転中の公用車が、市道古町1丁目金丸線を走行中、Uターンしようとして道路の左側に公用車を寄せた際、■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の駐車場のブロック塀と接触し、その一部を損壊させた。

2 事故の原因及び処理

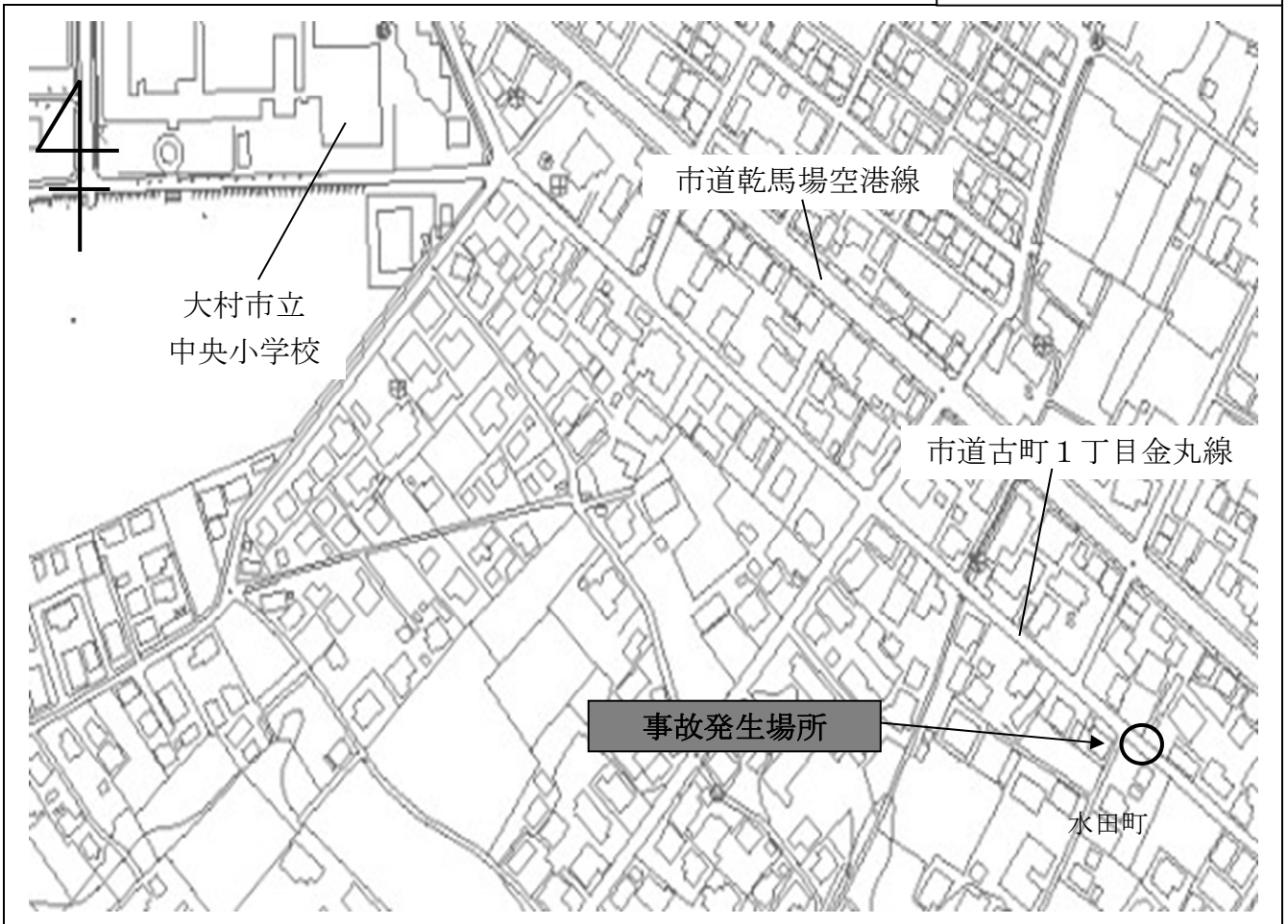
事故の原因は、当該職員が公用車を寄せる際に左側の確認を十分に行っていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

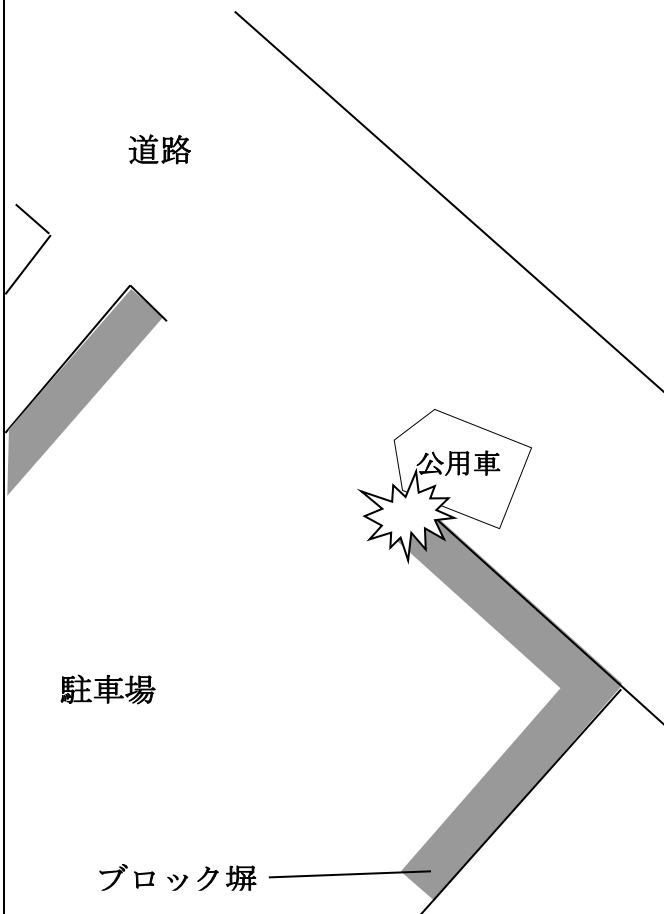
なお、当該職員には、今後は、周囲の状況を十分に確認した上で安全運転に努めるよう厳重に注意した。

3 示談内容

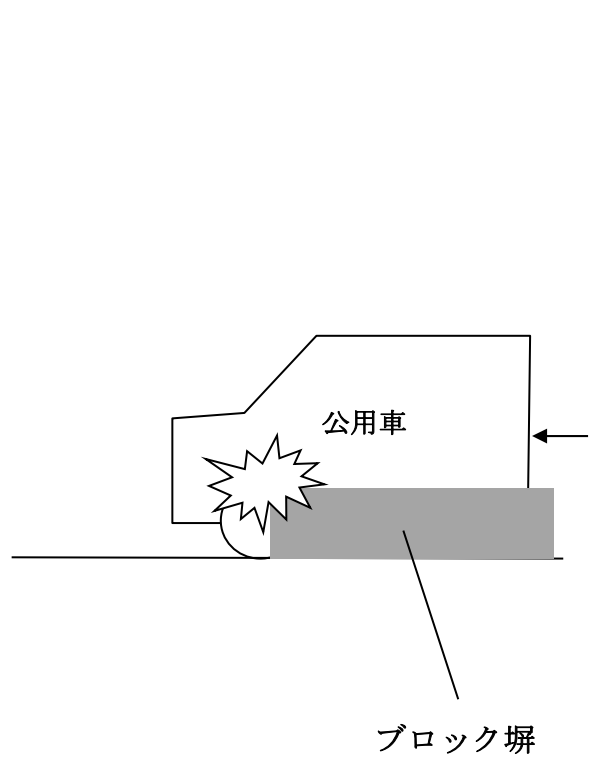
大村市は、相手方に対し、修理費の全額41,800円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図 1 (平面図)



詳細図 2 (側面図)



公用車の交通事故について（報告第13号関係）

1 経緯

令和4年6月27日午後4時13分頃、本市福祉保健部会計年度任用職員の運転する公用車がバックで道路に出る際、公用車の右後方から当該道路をバックで直進してきた■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の普通自動車の左後方部分と接触し、左後方のバンパー等に損傷を与えた。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該会計年度任用職員が公用車の後方確認を十分に行っていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、当該職員には、今後は、周囲の状況を十分に確認した上で安全運転に努めるよう厳重に注意した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の8割に相当する額194,714円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

